

●ほんのひとこと

経団連の電子出版権案を考える

●出版協会長 高須次郎

出版者の権利をめぐる議論と動きが迷走している。迷走の原因はいくつかある。その第一は、中川勉強会の骨子案が、①出版物等原版を新たに組み直せば別の新しい版になるので、原出版者の権利は新しい出版物等原版には及ばないとの解釈をとることにしたため、②紙版であれ電子版であれ、競合出版、類似出版を促進させ、オンライン配信業者に簡単に権利を奪われるばかりか、③海賊出版にも有効に対抗できず、④原出版者の権利は保護されない、という説得力に欠けた内容だった点である。

出版協は骨子案についての要望を中川委員会ならびに本年1月からはじまった中川勉強会ガイドライン委員会に提出し、骨子案を改訂する方向で努力してきた(『出版ニュース』2013年1月上中旬号拙稿ほか出版協の中川勉強会への要望などを参照されたい)。

そのガイドライン委員会は、経団連や印刷業界団体が出席を見合わせる中、骨子案の立法化に向けて議論がはじまったが、著作権者団体から、著作隣接権を出版者に付与することへの批判や警戒、議員立法化は拙速などといった意見が噴出し、骨子案への議論に実質的に入れないままになり、骨子案も改訂される見込みがない。

こうしたなか、2月5日には文化庁が出版協に出版者の権利についてヒアリングをし、設定出版権の電子書籍への拡大＝電子書籍配信権の検討をはじめることが明らかになった。

このヒアリングを通じて、文化庁担当者が、①中川勉強会骨子案への出版協の問題提起、疑問に理解を示していること、②骨子案ではアマゾン、グーグルに対抗できないし、海賊版にも有効ではないなど認識が甘いと考えていること、③議員立法は極めて可能性が低いと考えていること、などが明らかになった。

こうした文化庁の動きとハーモナイズする形で、2月19日に日本経団連が「電子書籍の流通と利用の促進に資する『電子出版権』の新設を求める」政策提言を

発表した。それによると①電子書籍を発行する者に対して、②著作権者との「電子出版権設定契約」の締結により出版者に付与し、③著作物をデジタル的に複製して自動公衆送信する権利を専有させ、その効果として差止請求権を有することを可能させるとともに、④他人への再利用許諾(サブライセンス)を可能とする、という内容である。

この提案は、出版界に激震をもたらした。出版協は原出版者の権利が守れず、アマゾンなどオンライン配信業者が出版物等原版の定義から新たな権利者として容易に登場できるような内容の骨子案に反対してきたことから、著作隣接権の展望が見えないのなら、次善の策として設定出版権の電子への拡大も検討する必要があると考えていたので、比較的冷静でいられた。しかし、骨子案を推進してきた中川勉強会関係者、書協・雑協は、内部が分裂してしまった。

3月13日に開催されたガイドライン委員会では、日本経団連を招き電子出版権新設案の説明を受けた。私は質問時間もそうないと考え、会場で経団連案への次のメモを配布してもらった。

「日本経団連が電子出版権の新設を求めたことは、出版者への権利付与の生産的な議論を進める上で評価します。

・基本的要望

現行の紙の設定出版権にも第三者への再利用許諾(サブライセンス)を付与することを検討すべきと考えます。

・理由

1 ゲーブルック検索問題で明らかになったように、紙の書籍からの複製、スキニングなどに出版者が許諾をあたえられない(著作権法80条3項 出版権者は他人に対し複製を許諾できない)という、当事者性がないことが、著作権者、出版者の対応を混乱させた。紙の設定出版権にも複製、複写、貸与等について出版者に再利用許諾を与えることが合理的である。

2 紙の本からの電子化などオンライン

配信を含め多様化するビジネスに対応するには、もっぱら個人である著作権者よりも、著作権者の許諾の下に出版者に紙の設定出版権の再利用許諾を与えた方が、著作権者の負担が軽減され、ビジネスも発展する。

3 電子出版権にもサブライセンスを付与するのだから問題がない(抜粋)

現行の著作権法第79条は、複製権者(筆者注＝著作権者のこと)は「その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる」と定め、第80条(出版権の内容)は、「出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する」と規定している

このように、著作権者によって設定された出版権は、出版者が原稿(著作物)を紙に印刷(複製)し、公衆に頒布することを専有できる権利であり、出版権者は、それ以外のことを行使する権利は与えられていない。

著作権には、著者が他人に無断で複製をされない権利である複製権の他、無断で公衆に送信されない権利である公衆送信権などさまざまな権利がある。前者の複製権は、「手書、印刷、写真撮影、複写、録音、録画、パソコンのハードディスクやサーバへの蓄積など、どのような方法であれ、著作物を『形ある物に複製する』(コピーする)ことに関する権利」(文化庁『著作権テキスト』)である。

しかし、出版権設定契約によっては、出版者は「文書又は図画として複製する」権利を許されているが、それ以外の複製を行うことは許されていない。ましてや設定出版権で本を電子化して自動公衆送信することなどは当然できない。

本の複製のひとつであるコピーつまり複製の許諾を出版者が求められたりした場合、複製の許諾ができるのか? これ

(2頁へ続く)